

令和6年度知事広聴事業番組制作業務委託仕様書

1 番組制作の目的

身近に感じられるテレビ番組を通して、知事広聴事業の内容を県民に知らせることで、各地域における県民の諸活動並びに県の取組及び考え方等に対する県民の理解促進と参加意識の向上を図り、もって県政の発展に寄与する。

2 番組名

「山口知事のさー行こう！！」

3 番組時間

3分間

4 制作本数

年間8本程度（予定）

5 番組内容

県が企画する知事広聴事業について、知事が視察する様子、視察先の概要及び活動内容、関係者のコメント等を分かりやすく伝える。

6 業務内容

(1) 知事広聴事業を取材した番組の制作

- ・番組構成、演出（※1）
- ・撮影、ナレーション・BGM収録（※2）
- ・編集（字幕・図表・イラスト等番組に必要な素材の制作を含む。）（※3）
- ・番組のオープニング映像（通年使用）の作成
- ・企画会議への出席
- ・手話通訳者の手配、手話映像の撮影、編集、番組内への挿入（※4）

※1 必要に応じ、資料映像の手配や関係者へのインタビュー等を行うものとする。

※2 撮影場所については、県が指定する場所とする。

※3 撮影した音声データ及び映像データは撮影日の翌日（閉庁日を除く）までに県に提供することとする。

※4 編集時に使用する図表及びイラストは、分かりやすさ、デザイン、統一性等、品質に十分配慮することとする。

※5 手話映像の撮影にあたっては、事前に手話通訳者と打合せを行うこととする。
また、手話映像については、番組に出演した手話通訳者以外の者に、その内容が

<案>

正確かどうかの確認を受けることとする。

(2) 番組映像データの編集・提供

- ・ケーブルテレビ放送用データの作成
- ・県の指定する放送局へのデータ納品
- ・県保存用DVDの納品

※県保存用DVDに収録する映像データについては、動画投稿サイト（YouTube 等）へ公開できるよう、県が指定する記録形式に編集して提供することとする。

7 事務要領

- (1) 県は、制作業務の対象となる知事広聴事業の開催日時及び概要を、開催日の 21 日前（日数は暦日で算定）までに受託者に指示する。ただし、4 月及び 5 月開催分に関しては、この限りではない。
- (2) 県は、知事広聴事業の開催日の 7 日前（日数は暦日で算定。）までを目途として、視察先との間で、視察内容の協議、視察場所の確認等のための打合せ（企画会議）を行う。受託者は、この打合せに同席し、撮影・取材等に関する調整を行う。
- (3) 受託者は、県が定めた視察内容に従い、番組の構成やシナリオ等の原案を作成する。
- (4) 知事広聴事業当日、県は全体の進行を行い、受託者は番組制作のための撮影・取材等を行う。なお、開催時以外で撮影・取材等が必要な場合は、受託者は、事前に県に連絡したうえで、視察先にて実施することができる。実施時に県が立ち会うかどうかについては、協議のうえ決定する。
- (5) 受託者は、撮影・取材した内容を編集し、番組（ただし手話映像を除く。）を制作する。知事広聴事業の開催日から 7 日後（閉庁日を除く）までに、県へ編集済動画を提出する。
- (6) 県は、編集済動画受領後から 5 日後（閉庁日を除く）までに内容を確認し、その結果を通知する。県が修正指示を行った場合、受託者は、指示を受けた日から 5 日後（閉庁日を除く）までに、県へ再度編集を行った動画を提出し、確認を受ける。
- (7) 編集済動画の内容確定後 7 日以内（閉庁日を除く）に、受託者は手話通訳者との打合せを行ったうえで手話映像の撮影、編集、編集済動画への挿入を行う。
- (8) 受託者は、手話映像を挿入した番組制作後直ちに、県へ編集済動画を提出する。
- (9) 県は、編集済動画受領後から 5 日後（閉庁日を除く）までに内容を確認し、その結果を通知する。県が修正指示を行った場合、受託者は、指示を受けた日から 5 日後（閉庁日を除く）までに、県へ再度編集を行った動画を提出し、確認を受ける。
- (10) 番組完成後直ちに、受託者は、ケーブルテレビ放送用のデータを作成し、県の指定する放送局へデータを納品する。なお、納品にあたっては、事前に県へ連絡することとする。
- (11) 番組完成後 7 日以内（閉庁日を除く）に、受託者は、県の保存用、県のホームページ

<案>

ジ及びイベント等での公開用として、県が指定する記録形式による各番組内容のDVDを提出する。

8 留意事項

- (1) 制作した番組は、ケーブルテレビでの放送のほか、ホームページ（YouTubeを含む。）にも掲載する。また、イベントやSNS等を使用する場合がある。
- (2) 上記スケジュールは標準的なものであり、祝休日や作業進行状況、その他の理由により変更となる場合がある。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めていない事項については、県と十分協議し、県の上を承を得て実施することとする。
- (4) これまでの訪問実績や制作番組については、県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/chiji/list05757.html>）を参照することとする。